



## 随意契約理由書

1 案件名称

城北環境事業センター 空冷式ヒートポンプチラー修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は城北環境事業センターにおける空冷式ヒートポンプチラーの故障が判明し、正常な動作をしなくなったことから、修繕を行うものである。

当該施設に設置されている空冷式ヒートポンプチラーについてはダイキン工業（株）が独自の技術により製造したものであり、本修繕については、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、修繕後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者はダイキン工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）